

生涯学習奨励員の手引き

【生涯学習フェスティバル】
「わがまち広報紙まつり」コーナー



【前橋市生涯学習実践研究会】



【生涯学習フェスティバル】「開会式」



前橋市生涯学習推進本部

第1 生涯学習とは

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

生涯学習の理念については、教育基本法の第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

この理念に則り、本市の教育が目指す人間像を「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」とし、その実現に向け、一人一人が大切にされ、それぞれの力を伸ばすとともに、多様な人と関わり、つながり、協働していくことでその力が高まり、未来につながっていくという方向性を4つの指針（「個を伸ばす」「認め合う」「創り出す」「未来へつなぐ」）として示しました。

社会教育分野では、この目指す方向性について、『個を伸ばす』（地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある「学びの場」の提供により、「主体的な学び」の実現を図ります）、『認め合う』（お互いの人権や個性を尊重しながら、支え合う心豊かなコミュニティを形成する仕組みを通して、家庭や地域の様々な人との関わりの中で社会性を高める支援をします）、『創り出す』（個の学びやその学習成果の活用を基に、地域の多様な主体が連携・協働し、交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます）、『未来へつなぐ』（ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創り出す地域の担い手づくりを支援します）として具体的に示しています。

（文部科学白書、第3期前橋市教育振興基本計画より抜粋）

第2 前橋市が進めている生涯学習

市民の生涯学習の積極的な推進を図るため、本市は昭和61年度に生涯学習推進本部を発足させました。市が取り組んでいる生涯学習事業は、市長を本部長とする生涯学習推進本部が中心となって進められており、教育委員会事務局の生涯学習課が事務を行っています。主な事業は次のとおりです。

1 生涯学習の奨励・補助事業

生涯学習奨励員の委嘱、出前講座の実施など

2 情報提供・啓発事業

「生涯学習だより」の発行、まえばし CITY エフエム 情報発信「まなびナビ」での生涯学習情報の発信など

3 イベント・研修会

(1)生涯学習フェスティバル

年1回開催。生涯学習活動の紹介や広報紙の展示など

(2)生涯学習奨励員研修（地域ごとに公民館等にて開催）

(3)生涯学習実践研究会

年1回開催。各町の生涯学習奨励員の活動事例から学ぶブロック別研究会

4 公民館・コミュニティセンターでの主催事業

市内各公民館では、住民のニーズを踏まえた各種講座や今日的課題の解決に向けた講座を開催するとともに、地域情報の発信の場として地域の情報を収集し、さまざまな形で発信しています。また、幅広い世代の地域住民が集い、いつでも気軽に交流できる居場所としての環境を整え、広く地域づくりや文化振興の拠点としての機能の充実を図っています。

また、コミュニティセンターにおいても、地域住民の学びの拠点として、平成29年度から住民ニーズを踏まえた講座を開催しています。

【主な講座】

(1) 子育て・親子支援（親子ふれあい、子育てに関する学び、子育て支援・理解など）

(2) 青少年体験・チャレンジ活動（児童生徒の体験・チャレンジ活動、育成会支援、中・高校生が講師となる学びの循環型講座、ボランティア活動など）

- (3) 生涯学習奨励員活動支援（奨励員活動の理解・推進・連携、地域活動への協力など）
- (4) 自主学習グループ活動支援（学習グループ立ち上げ、会員増につながる取り組みなど）
- (5) 学び合い・人権・地域ふれあい（暮らしの学び合い、人権講座・学習会・展示、世代間交流など）

第3 生涯学習奨励員とは

生涯学習奨励員は、市民の最も身近なコミュニティ組織である自治会で、町の公民館などを会場にして学習機会を設けたり、学習グループを組織したり、生涯学習情報の提供や相談対応を行ったりするなど、町の人々の主体的な学習活動を奨励・援助する支援者です。

生涯学習奨励員制度は、各町の生涯学習活動を奨励することにより、誰もが住みやすく生涯活躍できる町づくりにつなげようとすることを目的に、昭和61年度の生涯学習推進本部の発足に続き制定されました。

町の公民館や集会所などで活発な生涯学習活動を行うことは、個人を成長させ、人々が互いを尊重して支えあう豊かな人間関係が醸成されるきっかけとなります。そして、人々と地域や学校など様々な団体が連携・協働することは、地域の連帯感・教育力の向上につながります。

生涯学習奨励員は、そんな生涯学習活動の支援者であり、生涯学習や地域づくりへの「熱意」や「やる気」を持ち、学習計画を立てたり、地区の世話をしたり、相談に応じたりするなど、まさに「町の学びのボランティア」です。本市では、奨励員の皆様をはじめとする多くの方々にご協力いただきながら、様々な生涯学習事業に取り組んでいます。

第4 生涯学習奨励員の目的と活動体制について

【目的】

生涯学習奨励員は、主に町の公民館などを会場に様々な学習機会を設けたり、町内広報紙の発行を中心とした地域情報の提供や相談対応を行ったり、子ども会・育成会などの社会教育関係団体や、老人クラブ、各種文化団体など、地域にある団体やグループを奨励・援助したりすることで、町の人々の主体的な学習活動を支援することを目的としています。

本市の生涯学習奨励員制度は、市民の身近な地域での自主的な生涯学習活動を普及・充実させるために生まれた本市独自の制度です。

【活動体制】

生涯学習奨励員は、「前橋市生涯学習推進本部等設置運営要綱」第6条及び「前橋市生涯学習奨励員設置要綱」に基づき、各町ごと自治会長の推薦により、生涯学習推進本部長（市長）が委嘱を行います。任期は3年（再任可）です。

また、生涯学習奨励員の本拠はその自治会であることから、生涯学習奨励員は、自治会をはじめ地域内の諸団体の実態を十分把握する必要があります。そのため、町内の会議や催しに極力参加し、地域住民とのふれあいを日常化することは非常に重要です。このような奨励員の立場や行動に配慮して、自治会組織の中に奨励員を役員とするなど明確な位置づけを行ったり、「生涯学習推進委員会」などの協力体制を設けて、諸活動を推進したりしている自治会も多くあります。生涯学習奨励員の活動は一人では困難なことから、生涯学習活動は自治会活動の一環ととらえ、自治会の理解を得て、自治会と協働して行っていくことが大切です。

生涯学習推進本部では、自治会にも本趣旨をご理解いただき協働体制を依頼するため、自治会長も含めた生涯学習奨励員の合同研修会の開催や、適宜自治会長への情報提供なども行っています。

第5 生涯学習奨励員の活動実践例

「学びのボランティア」として、人々の生きがいづくり・地域づくりの一翼を担っている生涯学習奨励員。その活動はとても幅広いものです。ですが、そのなかでも、講演会、講習会、町内イベントなどさまざまな学習機会を計画し、それらを身近な町公民館（類似公民館）で実施していく活動は、生涯学習奨励員活動の中で相当な比重を占めています。各奨励員は自治会の協力を得ながら、あるいは自治会活動の一環として、形式にとらわれない学習内容・方法を工夫し、町内の人材を活用した学習会を企画・運営したり、見学を取り入れた学習会を行ったりします。また、生涯学習に関する情報提供の一環として、盛んに行われているのが各町での広報紙発行です。紙面の内容には、地域での学習会やイベント案内、

町内の人物紹介など独自の情報や各町のオリジナリティあふれる記事を掲載し、その発行に奨励員が携わる自治会が多く見られます。他にも、それぞれの地域の実情に応じて、次のような活動があります。

【主な活動例】

- 1 各種の学習及び諸活動の推進
- 2 新たな学習機会を組織したり援助したりする活動
- 3 地域課題を解決するための活動を広めたり援助したりすること
- 4 団体及びグループ・サークルなどの活動を援助すること
※社会教育団体や、スポーツ・趣味・文化団体、商工・産業団体など、すでにその地域にある団体やグループの存在を広める活動に協力し、またその関係者を励ますなどする。また、団体活動の新たな企画・運営に参画したり、その活動を支援したりするなど、身近な場面での奨励員の助言や工夫から、既存の活動を活性化させる目的を持つ。
- 5 生涯学習活動に必要な各種の情報提供や相談活動
- 6 指導者の発掘やその活用、地域の人材育成
- 7 地域での生涯学習活動を地域づくりと関連した活動になるように配慮すること

【各地区の実践事例】

各町の生涯学習奨励員、生涯学習団体の活動事例発表（令和6年度実践研究会より）

○本庁管内（三中地区・住吉町一丁目）

水の都まえばし「広瀬川の歴史」

○永明地区（駒形町）

「故郷の今昔ものがたりでまちづくり」

○上川淵地区（東善町・認可地縁団体）

ホームページの活用と実践、生涯学習作品展、生涯学習講座の実施について

○下川淵地区（カ丸町）

「カ丸だより編集人を経験して」

○東地区（下新田町南）

「下新田町南の生涯学習の現状と今後について」

○元総社地区（元総社第二）

「歩けば再発見～東国の政治・文化中心 元総社地区とその周辺～」

○総社地区（総社町城川）

「歴史空間保存活用～総社の新町造り計画～」

○清里地区（池端町）

「清里の道祖神祭」

○芳賀地区

「芳賀地区の行事を通じた奨励員による学びの活動」

○南橘地区（龍蔵寺町）

「日輪寺町の現状と課題」

○富士見地区

「大沼用水を造った4人の偉人」

○桂萱地区（東ローズタウン）

「東ローズタウンでの活動」

○城南地区（二之宮町）

「生涯学習奨励員として歩んだ思案の4年、5年目から実践した活動」

○大胡地区（河原浜町）

「河原浜町の活動状況」

○宮城地区（三夜沢町）

「三夜沢町の生涯学習活動状況」

○粕川地区（粕川町田面）

「身近な学びでまちづくり」

第6 前橋市生涯学習奨励員連絡協議会（前奨連）について

前橋市生涯学習奨励員連絡協議会（通称：前奨連）は、奨励員相互の交流と研鑽を目的とする組織として、平成2年に発足しました。生涯学習奨励員自身から、組織化の機運の高まりによって自主的に結成された会である前奨連は、本市生涯学習奨励員（現284名）全員が加入する組織として、年1回通常総会を開く他、

適宜理事会などで事業方針を決定し、生涯学習フェスティバルなどイベントの運営、研修会開催、年3回の会報発行などの活動を行っています。年度当初には、生涯学習奨励員一人につき1,000円の会費を徴収し経費としています。

【前奨連の役員について】

- ・各地区から1人の代表者が理事として選出される。(20地区から計20人)
- ・理事の中から、「会長」・「副会長」・「事務局長」・「会計」・「監事」が選出される。また、「顧問」職を置くこともできる。

第7 生涯学習奨励員の研修の場

奨励員は学びのボランティアであるが、生涯学習に携わる指導者でもあるため、あらゆる場面で指導者としての専門的力が求められます。その専門性は実践によって高められる面もありますが、常に資質の向上のための研修も欠かすことはできません。そこで、生涯学習推進本部（市）では中央・地区公民館、また前奨連との連携を図り、生涯学習奨励員に対し次のような研修事業を行っています。

1 生涯学習実践研究会（前奨連共催）

生涯学習奨励員と自治会長が一堂に会し、日ごろの町内活動の実践内容を発表し、地域における生涯学習活動のあり方を研究する機会として、年1回開催。

（平成26年度より地域ごとに共通した課題を共有するため、市内を5ブロックに分けて実施）



実践研究会（第2ブロック）の様子



実践研究会（第4ブロック）の様子

2 新任生涯学習奨励員研修会

奨励員の委嘱替年度に、新任生涯学習奨励員を対象として研修会を実施。

3 地区（公民館）奨励員研修会

市内16公民館ごとに、当該区域内の奨励員・自治会長を対象として、情報交換や講習会・研究協議会などを各公民館事業として実施。

4 生涯学習フェスティバル（前奨連共催）

だれもが気軽に楽しく生涯学習に触れ、参加することのできる機会として、また、各地域での地域づくりを紹介する場として、前橋市生涯学習推進本部と多くの関係団体が参加して行う生涯学習の祭典。自主学习グループによる合唱やダンスなどの発表の機会である「市民のステージ」開催や、町の広報紙の展示、生涯学習関連団体によるイベントブースの出店などが行われる。生涯学習奨励員が、本イベントに展示準備や当日の係員として参加することで、係員・裏方の役割やイベント運営方法などを学ぶ機会としての目的も持つもの。

わがまち広報紙まつり会場
他町の広報紙の展示を熱心に
眺める奨励員



令和6年度 生涯学習フェスティバル
対談の様子



市民講師によるステージ発表

第8 生涯学習推進本部の生涯学習奨励員・各町への支援体制について

1 各町への支援事業

(1) 自治会への生涯学習事務委託の実施

自治会が実施する生涯学習推進のための会議費及び事務費などへの助成
(自治会一括交付金に含まれる)

(2) 前橋市生涯学習奨励員連絡協議会（前奨連）への補助金助成

(3) 「それいけ！まえばし出前講座」の実施

市民の学習要望に対応し、市が日頃行うさまざまな仕事の内容や専門知識などを職員が講師となり提供する。学習講座の出前という形で、自治会館などに講師が訪れるが、費用は基本的に無料となるため、町内での学習機会に活用する自治会が多い。メニューは約90と幅広く、市民講師や職員講師による音楽などの実演もある。

2 情報提供・啓発事業

(1) 「生涯学習だより」の発行

前橋市で行われる生涯学習事業案内や、旬な情報をお届けする広報として生涯学習課より年2回発行、全自治会へ毎戸回覧を行う。

(2) 生涯学習情報の提供

まえばし CITY エフエム 情報発信「まなびナビ」隔月1回放送

(3) 生涯学習相談の実施

3 イベント・研修会の開催

(1) 前橋市生涯学習フェスティバルの開催（年1回開催）

(2) 新任生涯学習奨励員研修会の実施（委嘱替年に実施）

(3) 前橋市生涯学習実践研究会（ブロック別に実施）

(4) 前橋市生涯学習奨励員連絡協議会セミナーの実施（年2回開催）

第9 生涯学習活動を推進していくうえで… (参考)

【生涯学習奨励員が関係する学習の形態】

学習の形態は個人学習と集合学習に分けられます。個人学習は、個人がある学習目的を達成するために、意図をもって計画的・継続的に「ひとり」で学習する形態です。

一方、集合学習は集会学習と集団学習に分けられます。集会学習とは希望者がその都度自由に参加できる性格の講演会、展示会、音楽会、映画会などで、集団学習は参加者の集合が組織的な性格のグループ、サークル、各種団体、学級、教室などです。(集団学習には以下三つの機能があります。)

- 1 交流することが安心感を生み、相互にいたわりあうことができます。
- 2 他人の行動をみでの模倣学習から、自分にとって必要なものを試行錯誤しながら取捨選択することができます。
- 3 力を合わせることによって、新しい創造的な働きが可能になります。

これらの機能を踏まえたうえで、学習機会の設定をしていくことが望まれます。

【生涯学習活動を推進するための組織づくり】

町内の様々な人たちの学習ニーズを捉えた活動や、多種多様な団体の活動の支援・援助、そのすべてに、奨励員が直接かかわっていくには限度があります。したがって、多くの理解者・協力者を巻き込んで、組織的に生涯学習活動を進めていくことは、住民の参画意識が高まることにもなり、効果的な方法です。

町の生涯学習活動は自治会活動の一環でもあります。自治会の中に各種団体・グループの代表者、自治会役員なども含んだ「生涯学習推進委員会」のような組織をつくり、生涯学習奨励員が中心となり活動をしている町もあります。また、学校区や公民館区域の奨励員が連絡協議会を組織して、相互に情報交換や連携を図り、管内の自治会長と合同で研修会などを実施している地区もあります。

町の情報紙の発行についても、奨励員ひとりで行うのではなく、「編集委員会」を作って協力体制で進めるなど、協力者を得て組織体制を作ることはとても大切

です。組織の構成は自治会などの関係者と十分相談して、形式的でなく実質的なものとしていきましょう。

【生涯学習推進委員会の要綱】（例）

〇〇町生涯学習推進委員会設置要綱

（目的）

第1条 この委員会は、〇〇町における生涯学習を奨励推進するための自治会組織として設置する。

（組織）

第2条 この委員会は、主として町公民館を拠点に生涯学習に係わる活動を行う団体、グループの代表者、自治会役員、並びに生涯学習奨励員をもって組織する。

（活動）

第3条 この委員会は、第1条の目的達成のため次の活動を行う。

- 1 自治会と連携し、町内の生涯学習に関する活動を行う。
- 2 自治会情報紙「〇〇だより」を発行する。
- 3 住民の各種学習活動への意欲を高め新たな会を組織し、その活動を援助する。
- 4 すでに行われている団体及びグループ、サークル等の活動の奨励と指導者の発掘と活用を行う。
- 5 その他生涯学習に関する情報の提供や条件を整える諸活動を行う。

（役員を選出）

第4条

- 1 この委員会に、次の役員をおき、選出は委員の互選にする。

委員長（〇名） 副委員長（〇名） 書記（〇名）

会計（〇名） 監事（〇名）

- 2 本会に顧問を置くことができる。

（役員委員の任期）

第5条 役員任期は〇年とし、再任は妨げない。

委員は各種団体の責任者が当たる。任期はその団体の在任中とする。

（会議）

第6条 会議は自治会長または委員長が召集し、必要により随時開催する。

（経費）

第7条 この委員会に必要な経費は、自治会会計より支出する。

（付則）

この要綱は、〇〇年〇月〇日から施行する。

【人材の発掘と講師依頼】

講座の計画にあたっては、講師や助言者の選定は学習内容の成否にかかわる鍵となります。少ない予算でより効率的に、実りある内容を企画したい。これは共通の願いです。講師を依頼するとなると、マスコミに登場する著名人や、社会的地位にある人材に着目しがちですが、講師は必ずしもこうした著名人に限ることはありません。学習内容にふさわしい知識・技術・経験を持った指導者は、実は身近にもたくさんいます。日ごろから地域の方の職業や趣味・特技などに着目し“名人”の人材情報を把握しておくことも大切です。知識や経験の豊富な人たち、趣味や特技を持った人材としては、例えば定年退職した方や学生、地域に根ざした企業などがあります。身近な地域に目を向け、講師となる人材の発掘・活用についても積極的に取り組んでみてはいかがでしょうか。

【地域づくり】

地域をより良くしていくための取り組みは、自分たちの地域を見つめ直すことから始まります。地域に住む皆さんが集まり、話し合える場をつくることにより、地域の魅力や問題点についての共通理解を図るとともに、自分たちの地域への関心や愛着を深めます。

本市では、平成18年度から「地域づくり推進事業」を始めました。これは、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会を築き上げていくために、地域における魅力の充実化や身近な課題の解決に向けて、地域力を発揮できる仕組みづくりを進めるものです。取り組みの内容と進め方は、まず、自治会をはじめとする各種地域活動団体の連携を深め、話し合いを重ねながら、地域の魅力や問題点を見つめ直すこと、また、「地域をより良くするために必要なこと」や「自分たちでできること」を整理することです。より大勢の理解と参画を得て、地域全体で取り組むことのできる体制づくりを進めていくことで、地域の特色を活かした具体的な活動に取り組むこととしています。こういった「地域づくり協議会」と連携を深め活動することも生涯学習活動に取り組もうえて重要です。

前橋市生涯学習関連施設

	施設名・愛称	所在地	電話番号
1	中央公民館	前橋市本町二丁目12-1	027-210-2199
2	上川淵公民館	前橋市後閑町35	027-265-0455
3	上川淵公民館 上北分館	前橋市中内町7-4	027-266-0905
4	下川淵公民館	前橋市鶴光路町701	027-265-0651
5	芳賀公民館	前橋市鳥取町817	027-269-6724
6	桂萱公民館	前橋市上泉町141-3	027-261-0111
7	東公民館	前橋市箱田町543-1	027-251-2598
8	元総社公民館	前橋市元総社町三丁目1-1	027-251-2243
9	総社公民館	前橋市総社町総社1583-2	027-251-4933
10	南橋公民館	前橋市日輪寺町158	027-231-2376
11	清里公民館	前橋市青梨子町339	027-251-9005
12	永明公民館	前橋市小屋原町1857-3	027-266-5775
13	城南公民館	前橋市二之宮町1320	027-268-2111
14	大胡公民館	前橋市河原浜町480	027-283-0118
15	宮城公民館	前橋市鼻毛石町1711-8	027-283-6886
16	粕川公民館	前橋市粕川町西田面194-4	027-285-3311
17	富士見公民館	前橋市富士見町田島866-1	027-288-6111
18	第一コミュニティセンター	前橋市大手町二丁目16-4	027-289-4951
19	第二コミュニティセンター	前橋市朝日町三丁目36-17	027-223-8881
20	第三コミュニティセンター	前橋市岩神町三丁目1-1	027-230-9097
21	第四コミュニティセンター	前橋市日吉町二丁目17-10	027-237-0101
22	第五コミュニティセンター	前橋市文京町三丁目20-36	027-223-2382
23	市立図書館（本館）	前橋市大手町二丁目12-9	027-224-4311
24	こども図書館（前橋プラザ元気21）	前橋市本町二丁目12-1	027-230-8833
25	臨江閣	前橋市大手町三丁目15	027-231-5792
26	蚕糸記念館	前橋市敷島町262	027-280-6511 (文化財保護課)
27	総社歴史資料館	前橋市総社町総社1584-1	027-212-2558
28	大室公園民家園	前橋市西大室町2510	027-268-0439
29	粕川歴史民族資料館	前橋市粕川町膳48-1	027-230-6388
30	総合教育プラザ	前橋市岩神町三丁目1-1	027-230-9091
31	児童文化センター	前橋市西片貝町五丁目8	027-224-2548
32	隣保館	前橋市粕川町西田面192-1	027-285-5534
33	昌賢学園まえばしホール	前橋市南町三丁目62-1	027-221-4321
34	前橋空襲と復興資料館	前橋市南町三丁目62-1 2階	027-898-6992
35	大胡シャンテ マルエホール	前橋市大胡町15	027-283-1100
36	前橋文学館	前橋市千代田町三丁目12-10	027-235-8011
37	アーツ前橋	前橋市千代田町五丁目1-16	027-230-1144
38	ヤマト市民体育館前橋	前橋市上佐鳥町460-7	027-265-0900
39	しんしん大渡体育館	前橋市大渡町2-3-11	027-253-7811
40	株式会社 志村工業 大胡体育館	前橋市河原浜町478	027-283-3970
41	滋野堤水堂 宮城体育館	前橋市鼻毛石町1561	027-283-8735
42	前橋市赤城少年自然の家	前橋市富士見町赤城山1-2	027-287-8227
43	前橋市林間研修施設おおさる山乃家	前橋市粕川町中之沢492-1	027-285-6151
44	群馬県立図書館	前橋市日吉町一丁目9-1	027-231-3008
45	群馬県生涯学習センター	前橋市文京町二丁目20-22	027-224-5700
46	国立赤城青少年交流の家	前橋市富士見町赤城山27	027-289-7224
47	前橋市教育委員会事務局生涯学習課	前橋市本町二丁目12-1	027-210-2198

生涯学習奨励員の手引き（令和7年版）

発行 前橋市生涯学習推進本部
編集 前橋市教育委員会事務局生涯学習課社会教育係

〒371-0023 前橋市本町二丁目12番1号
電話 027-210-2198（直通）
FAX 027-237-0722
E-MAIL gakushu@city.maebashi.gunma.jp